平成２３年（フ）第１０４３号
広島市安佐南区上安７丁目５番26―201号
債務者　郷野　昌文
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４９号
広島市西区庚午中３丁目５番15―403号
債務者　和田森一彦
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０５５号
広島県山県郡北広島町有田603番地１　リヴェルブレＣ201
債務者　中村　幸伸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６号
香川県丸亀市城南町451番地　城南荘596号
債務者　井本　　進
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１２６号
香川県丸亀市郡家町3643番地１　サンライズマンション202号
債務者　飯間　義高
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１３０号
香川県丸亀市今津町640番地　今津団地２棟1149号
債務者　曽根　福子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４５８号
北九州市八幡東区春の町２丁目９番９号
債務者　芳賀　健二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１６７号
佐賀県武雄市北方町大字大崎2153番地８　池田コーポ203号
債務者　大野　恵子
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第７９号
鹿児島県奄美市名瀬平田町２番10号　都成アパート306号
債務者　田中江利子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市国分姫城517番地１　アフロディーテ国分Ｂ205
債務者　伊知地浩太朗
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市国分上小川925番地　宮下団地Ａ―15
債務者　米倉　俊一
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
北海道小樽市オタモイ１丁目14番26号、前住所北海道小樽市忍路１丁目455番地
債務者　福沢　正博
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１４０号
青森県八戸市大字妙字大開17番地　泉山アパート10号室
債務者　髙橋　博美
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切13番地の13
債務者　佐藤　宏和
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切13番地の13、前住所宮城県石巻市雄勝町雄勝字呉壺73番地
債務者　佐藤久美子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
富山県小矢部市和沢4006番地１　アルバⅡ棟102号室
債務者　飯田　君代
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６号
岐阜県下呂市金山町大船渡632番地５、住民票上の住所岐阜県下呂市萩原町萩原774番地４
債務者　髙村　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係